

4-4 水銀

大気汚染防止法による規制

ア 適用地域及び対象施設

都内の表 3-2 に掲げる水銀排出施設

イ 排出基準

表 4-4 に掲げる排出基準。次式により算出された水銀排出濃度に適用

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 酸素の濃度 O_n における水銀の濃度 (単位 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

O_n : 施設ごとに定める標準酸素濃度 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (20%を超える場合は 20%とする。) (単位 %)

C_s : 排出ガス中の実測水銀濃度 (0°C、101.32kPa) ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

ただし、標準酸素濃度の値の欄に O_s とある施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、上記の式による補正は行わない。

表4-4 大気汚染防止法 水銀排出施設の排出基準

(法施行規則別表第3の3、同附則別表第1)

番号	水銀排出施設の種類	O_n (%)	排出基準 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	
			既存 ^{※1}	新規 ^{※2}
1	燃焼能力 ^{※3} が10万L/時未満の石炭混焼ボイラー	6	15	10
2	石炭専焼ボイラー及び燃焼能力 ^{※3} が10万L/時以上の石炭混焼ボイラー	6	10	8
3	銅又は金の一次精錬施設 (専ら粗銅・粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。)	O_s	30	15
4	鉛又は亜鉛の一次精錬施設 (専ら粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	O_s	50	30
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設 (専ら粗銅・粗鉛・蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。)	O_s	(銅) 300 (鉛又は亜鉛) 400	50
6	金の二次精錬施設 (専ら粗銀・粗金を原料とする溶解炉を除く。)	O_s	50	30
7	セメント製造の用に供する焼成炉	10	80 (140 ^{※4})	50
8	廃棄物焼却炉等 (番号10に該当するものを除く。)	12	50	30
9	石炭ガス化複合発電施設 (IGCC施設)	16	10	8
10	水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源からの水銀回収施設	12	100	50

※1 施行日 (H30.4.1) の時点で、現に設置されている施設 (設置工事に着手しているものを含む。) に適用される基準

※2 施行日以降に設置又は施設規模が 5 割以上増加する構造変更 (水銀排出量が増加する場合) をした施設に適用される基準

※3 バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの (液体燃料 10L、気体燃料 16 m^3 、固体燃料 16kg がそれぞれ重油 10L に相当するものと換算する。)

※4 原料とする石灰石の 1kg 当たりの水銀含有量が月平均 0.05mg 以上であるものについては、月平均 0.05mg 未満となるまで 140 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

※5 ※1 から※4 までの規定にかかわらず、石炭ガス化複合発電施設については、令和 7 年 10 月 1 日以降に設置された施設は、「新設」の基準が適用され、令和 7 年 10 月 1 日の時点で現に設置されている施設 (設置工事に着手していたものを含む。) は、「既設」の基準が適用される。